

公告

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第17条の2第5第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり定める。

令和7年4月30日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 農用地利用集積等促進計画（令和7年度第4号）の内容別紙のとおり。

番号	利用権を設定する者		利用権の設定を受ける者		利用権を設定する土地			利用権の設定内容		
	氏名又は名称	住所又は所在地	氏名又は名称	住所又は所在地	所在及び地番	現況地目	契約面積(m <sup>2</sup> )	権利の種類	始期	終期
1	川内村長 遠藤 雄幸	福島県双葉郡川内村	マルヤス産業株式会社 代表取締役 安田 利晴	福島県岩瀬郡天栄村	福島県双葉郡川内村大字下川内字鍋倉503-1	畑	29,500.00	賃借権	R7.5.1	R17.12.31
	合計					1筆	29,500.00			